

申27号



人事・賃金制度の見直しに関する

第2次解明交渉第7回目 ②

確認事項

～詳細は交渉のポイントをご覧ください!～

◇第37～39項 「昇格審査」の出願内容・提出時期・合否判定・出願資格について

【提出時期】年に1回、1月

【出願内容】職場の課題や日々の業務への取り組み、自己啓発として取り組んできたものなどを自己申告してもらう。形式や分量は検討中。

【出願資格】それぞれの等級でどのような役割を果たしたかを重視するために、出願資格を在級年数とした。

【合否判定】3月31日までに審査を終え、合格ならば4月1日の発令通知をもって社員に知らされる。

- ・日々の業務にきちんと取り組んでいけば合格となる。
- ・出願したからといって、全員が合格するわけではない。
- ・不合格になった場合は、自己申告書の面談等を活用してフォローしていく。

◇第48～50項 「統務職試験(飛び級試験)」の受験資格・実施方法等について

【実施時期】年に1回、前期:7月頃

【出願資格】指導職1級以上に在級5年以上かつ受験年度末年齢が満40歳以上の者を対象とする。

・社会人採用者には限定しないが、採用時に年齢が高い社員の意欲に応えるものとして新設した。

【試験内容】通常の統務職試験と同一レベルとなる。同一試験内容とするかは検討中。

【重複受験】主務職試験(後期:9月頃)との重複受験を認める。

【合否判定】会社と現場がコミュニケーションを取り合い個人把握を行い、勤務成績と試験成績等を総合的に判断し、公正厳格に行う。

・合格者は主務職を経験せずに統務職となるが、合格する時点で上位職に相応しい技能を持っている。また会社としてもフォローし、現場でも体制をとっていく。

解明交渉で制度の真意をつかみ、
働きがいのある人事・賃金制度を作り出そう!

次回交渉は、
8月23日予定